

小樽市防災会議女性委員の一般公募について

市では、災害対策を進めるに当たって、女性の視点は大変重要なものと認識しており、女性の視点からの災害対策を推進するため、市の防災政策・方針決定の場である小樽市防災会議の女性委員の公募を行います。

1. 委員の業務

小樽市防災会議条例に基づく委員として下記の事務を行います。

小樽市防災会議条例 （抜粋）

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)市の地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2)市の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。

(3)前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

2. 委員の任期 委嘱の日から2年間

3. 報酬 執務日につき日額5,900円(年間2日程度の執務を予定しております。)

4. 応募資格

市内にお住まいの満18歳以上の女性で災害対策に関心があり、当該会議に出席できる方。他の本市審議会委員との重複はできません。なお、市民感覚の意見を伺いたいため、小樽市議会議員、小樽市職員の方は御遠慮願います。

5. 募集人員 1名

6. 応募期間 令和8年5月1日(金)から令和8年6月1日(月)まで

7. 応募方法

「小樽市防災会議女性委員一般公募申込書」に必要事項を明記の上、応募期間中に小樽市総務部災害対策室へ持参、郵送、FAX又は電子メールにより提出してください。申込書は、小樽市ホームページからダウンロードできるほか、小樽市総務部災害対策室、本庁舎渡り廊下、駅前・銭函・塩谷の各サービスセンターでも配布しております。

8. 選考方法

提出された申込書を基に、書類選考を行った上で、委員を決定いたします。選考結果については、応募者全員に通知いたします。

9. 申込み、問合せ先

〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号

小樽市総務部災害対策室 担当 田中

電話：0134-32-4111(内線441)、FAX：0134-25-9955

電子メール：saigai-taisaku@city.otaru.lg.jp

(持参していただく場合は、平日の8時50分から17時20分までの時間内をお願いいたします。)